

第6章 知的財産権

現状の概要

中国知的財産権の現状は、知的財産権強国へ向けて着実に歩んでいる状況であると言える。

2020年10月の第19期中共中央政治局第25回集団学習会での「イノベーションは発展を導く第一の原動力であり、知的財産権を保護することはすなわちイノベーションを保護することそのものである」という談話、2021年9月の「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」、2021年10月の「第14次5カ年規画期間における国家知的財産権保護と運用計画」、2023年10月の「專利転化運用特別行動計画（2023-2025年）」等に基づいて、知的財産権の創造、活用、保護、管理とサービスレベルの全面的な向上が図られているところである。権利存続中の発明專利件数および商標件数は、それぞれ569万件および4,978万件であり（2024年末時点）、いずれも世界一位となっている。

今後の方向性としては、諸外国の知的財産制度・運用とのさらなる調和を推し進め、内国企業・外国企業を問わずに企業間で公平・公正に競争ができる環境を構築していくことが、日本企業・中国企業のいずれにとっても好ましいと考えられる。その観点から以下の課題について建議する。

知的財産の保護の現状と課題

出願権利化プロセス

意匠制度

製品の外観が販売等の前に公表されないようにするために、意匠公報の発行時期は柔軟に設定できることが望まれる。この点、中国の意匠制度においては、2024年1月施行の專利審査指南では遅延審査期間が月単位で申請可能とされ、且つ、遅延審査申請の取下が可能とされ、制度の柔軟化が図られたことを歓迎している。他方、実体審査が採用されておらず、粗悪権利の濫用が懸念される。さらに実体審査を経た登録意匠を一定期間非公開にする秘密意匠制度は導入されていない。また、2021年6月施行の專利法において、意匠権の存続期間が延長された点は歓迎されるものの、依然として、欧州や日本と比較し、存続期間が短い状況にある。

商標審査

改正後の商標法においても、外国で著名であるが、中国では販売等がなされておらず、周知とは言えない商標が第三者に先取りされる事例（外国で著名なアニメのタイトルからなる商標や外国で著名な商標と同一または類似する商標が商標出願される）が引き続き生じている。こうした悪意

の商標出願は、外国の商標権者による中国での投資や事業拡張の障害となり、事業活動を不当に阻害するのみならず、真正な商品等を入手できない点において、中国の消費者利益をも害する。悪意の商標出願を取り締まるべく、国家知識産権局は、商標法第4条の規定に基づく商標出願の拒絶に力を入れている点は評価できる。他方で、商標法第4条の規定は「使用を目的としない」という要件があり、商標のみならず、事業も先取りすることを目論む悪意の商標出願に対する実効性は不明確である。また、こうした場合に商標を無効とするには、中国国内での同商標の著名性が求められるケースがあり、外国の著名商標の明確且つ確実な保護が求められる。加えて、商標審査審理指南（2.2）において、馳名（著名）商標の保護（商標法第13条）、他人の先行権利の保護（同第32条）等に関する条文は、実体審査の対象外とされており、審査において登録不適と判断されるべきものが拒絶されていない。そのため、著名商標の権利者は、都度、異議申立てや無効審判を行わなければならない、その監視および対応に多大な負担が生じている。

商標法第10条第1項第7号は「欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴または産地について誤認を生じさせやすい商標」を拒絶する規定だが、商品の品質等の特徴の誤認がないものとして、他の諸外国で問題なく登録されている商標が中国においてのみ同号により拒絶され、世界で統一したブランド戦略を進める上で障害となるケースがある。

商標審査における情報提供

特許審査の場合と異なり、商標審査においては第三者による証拠資料の提出機会となる情報提供制度は明文化されていない。他方で、実務上、商標審査における情報提供が実施されている現状を踏まえ、同制度の適切且つ公平な実施を担保すべく、同制度の法文化または明確な運用の公表が求められる。

商標審査における意見書提出機会

日米欧韓各国の商標審査では、商標出願について拒絶理由がある場合、出願人に通知し、出願人は同拒絶理由への反論が可能となっているが、中国では、審査官の拒絶の判断に対する反論の機会が審査段階でなく、商標評審委員会への再審で反論せざるを得ない。この場合、出願人とのコミュニケーションが不十分な状態で審査判断がなされるおそれや拒絶理由の争点が不明確で、商標評審委員会への再審において効果的な反論が難しい場合がある。

商標審査審理の延期

「審判事件の中止事由に関する規準」により、引用商標の審理結果が後願の審理に影響を及ぼす場合、後願の審理は延期すべきとされているが、必要な場合に審理が延期

されない場合、後願出願人による不要な再出願をせまられることになる。また、商標審査については、引用商標の審理結果が後願の審理に影響を及ぼす場合の取り扱いが明確にされていない。

復審の請求期間の延長

商標出願の拒絶査定に対する復審の請求期間が、拒絶査定のお知らせを受領した日から15日間となっており、専利法の復審請求期間である3カ月間と比べても著しく短い。従い、外国企業や在外者（以下、在外者等）は、一般的な在內者に比べ、地理的、言語的に不平等な状況で、極めて短い時間での意思決定を求められることになる。諸外国においては、在外者等や在內者を含めたすべての者に対して十分な請求期間を設定する国や、在外者等の地理的・言語的な不平等を救済するため、当事者からの申し立て等により請求期間を調整可能とする国もある。従い、中国の商標出願の拒絶査定に対する復審においても、在外者等に対して、負担軽減の救済策が考慮されるべきと考える。

商標コンセント制度

商標出願の拒絶査定に対する復審において、近年は共存同意書の受け入れ条件が厳格になってきている。そのため、例えば、出願商標と引用商標に一定の相違があり、且つ企業間に出資関係または同一企業グループに属する場合であっても、引用商標の権利者が発行した共存同意書が受け入れられないケースが出ている。一方、諸外国においては共存同意書を受け入れている国も多く、また、近年コンセント制度を導入して共存同意書の受け入れを開始した国も複数あり、諸外国との相違も大きくなっている。企業にとって共存同意書は、消費者と公衆の利益を害しない範囲において企業間（特にグループ企業間）での商標ポートフォリオを構築する際に必要な物であり、ビジネス環境の向上や経済発展の促進に資するものである。従い、法整備がされ、安定的に共存同意書が受け入れられるようになることが求められている。

特許請求の範囲および明細書の記載要件・補正制限

2017年4月1日施行の専利審査指南では、ビジネスモデル発明とコンピュータプログラム発明の審査基準が緩和され、登録後特許文書の特許請求範囲の補正方式も緩和された。これらの点については当局の取り組みに感謝している。一方、特許請求の範囲および明細書の記載要件は、いまだ諸外国に比べて厳しい審査基準により運用されており、その補正および訂正についても同様である。特許請求の範囲および明細書の記載についての過度に厳しい基準の要求や、その補正および訂正についての過度な制限は、発明の適切な保護に欠けることになる。

知的財産の競争環境の現状と課題

さまざまな模倣行為

再犯行為

日系企業は模倣業者に対する摘発に積極的に協力して

いるが、模倣業者は処罰を回避するため、手法の多様化、複雑化等さまざまな施策を講じている。一方で、模倣品摘発がなされても、侵害行為に比して制裁が十分なされない、再犯行為の定義が不明瞭、当局間の連携や情報共有の体制が不十分等、複数の要因により、模倣行為を意図的に繰り返す再犯者に対する十分な抑止効果が機能していない。他方、2024年1月施行の「海関行政処罰裁量基準（三）」により、海関における再犯等の処罰裁量基準が明確になった点を歓迎する。

インターネットを介した模倣品販売

知的財産保護プログラムの整備強化

中国ECの急速な発展に伴い、模倣品業者の主な商流もインターネットが主流となりつつある。ECサイトでは、消費者側はEC店舗の販売数やユーザーレビュー等に基づく信頼度を確認することが可能であるが、これを悪用し、模倣品業者自身の偽造注文による販売実績の水増しや、偽造授權証を掲載し正規代理店を名乗る等の不正競争行為も確認されている。各ECサイト運営者は、知的財産保護プログラムの整備や統一化、権利者との情報交換等の自主的な取り組みを行っているが、模倣品の多さや巧妙な模倣品販売手法に対応が追いつかない現実がある。また、ECサイトの増加に伴い、ECサイト運営者の模倣業者への対応にも差が生じており、より対応に消極的な（模倣品販売が容易な）ECサイトが模倣品販売の温床となるといった課題もある。

当局もこうした諸課題解決に向け、電子商取引事業者、ECプラットフォーム事業者およびプラットフォーム内の事業者の負う義務および法的責任について規定した電子商取引法を2019年1月1日に施行し、2021年8月には改正法案の意見募集を行う等、電子商取引の法整備を進めている。一方で、同法の実効性をより高める観点から、権利者からは細則等策定による運用や罰則の明確化を期待する声も多い。

模倣品の海外流出

実務において海関から権利者へ「確認知識産権侵害状況通知書」が通知される際、海関のサービスにより被疑製品の写真が添付される場合が多い。権利者にとって通知後3営業日以内に各地の海関に対して真贋鑑定を実施できる人材を派遣する、または、写真撮影等を行うスタッフを派遣し真贋鑑定を実施できる人材へ写真等を送付し知識産権の保護措置の要否を判断する体制を備えることは非常に困難である。そのため、海関から被疑製品の写真が提供されることは権利者にとって非常に助けになっている。一方、電子商取引（EC）の発展に伴い中国で販売されている模倣品に対して海外からのアクセスが容易になってきている。近年では特に小口郵便ルートの増加に伴い海関での模倣品の取り締まり件数が増加し、海関および権利者双方の対応負荷が増加している。

知的財産紛争処理の公平化・合理化

司法機関・行政機関の期日・期限設定

知的財産紛争において、在外者や意思決定機関が中国外にある当事者、意思決定が中国語以外の言語でなされる当事者（以下、在外者等）は、地理的・言語的負担を強いられることになる。ここで、中国の行政・司法実務においては、当事者の対応期日が期限・期日直前に設定されることが多々見受けられる。このような場合、在外者等は、中国国内にあり中国語で組織内の意思決定がなされる一般的な在在者に比べ、地理的、言語的に著しく不平等な状況で、困難な対応を求められることになる。このような在外者等の地理的・言語的な不平等を救済するため、十分な期間において期日・期限を設定する国や、当事者からの申し立て等により期日・期限を調整可能とする国もある。中国の知的財産紛争においても、司法機関や行政機関が期日・期間を設定する場合、在外者等に対して、負担軽減の救済策が考慮されるべきと考える。

実用新案権および意匠権の行使

実用新案の出願・登録は近年急速に増加してきたが、実用新案および意匠権は実体審査を経ないで登録されるため、無効理由を有する権利の発生を防ぐことが困難である。このような無効理由を有する権利は保護価値がないばかりでなく、権利行使がなされた場合は、行使を受けた第三者に多大な損害や負担を強いることとなり、さらに権利の濫用がなされた場合は産業の発達も阻害される。

情報公開

国家知識産権局の審決や知的財産事件の人民法院の判決の公開の促進、および公開促進に向けた当局の努力は評価できるものである。しかしながら、中間判決が未公開であったり、商標局による審決はいまだ十分に公開されていないなど、国家知識産権局の審決や人民法院が公開した判決書のみでは内容把握が難しい場合や公開に時間を要する場合がある。最高人民法院は2013年11月に「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」を公布、2016年10月に改正し、裁判文書の公開を進めているが、予見可能性を高めて公平性を担保するためにも、各案件についてさらに迅速且つ適切な範囲で利便性の高い公開がなされることが必要である。

商標検索システムの安定性と利便性の向上

中国商標局が提供している商標検索システム（以下、中国商標網）の接続が不安定であるため、検索システムの利用に支障が生じる場合が多々ある。また、中国商標網で近似検索する際に、区分を超えて商標（キーワード）の検索を行いたい場合も多々あるが、中国商標網は区分を入力しないと検索ができない仕様となっており、ユーザー利便性の改善を図る余地があると考えられる。

ライセンス技術の保証期間等

技術輸出入管理条例では、ライセンサーに対して技術の完全性や有効性等の保証義務を課しているが、その期間・範囲は明確に定義されておらず、永久に広範囲の保証義務が課せられているとも解釈し得る。これは、外国企業が中国企業に技術をライセンスする場合の障害となり、中国政府が目指す技術取引の進展に影響を及ぼすものである。

<建議>

1. 知的財産の適切な保護の促進

(1) 出願権利化プロセス・保護期間の合理化・適正化 (建議先：国家知識産権局)

① 意匠制度の見直し

意匠について、審査主義（実体審査制度）を導入していただくよう要望する。また、遅延審査制度が2024年1月施行の「專利審査指南」により柔軟化されたところではあるが、いっそうの柔軟な公表時期を設定可能な秘密意匠制度を導入することを要望する。また、存続期間を他国と同等まで引き上げること、自己開示による新規性喪失の例外適用も導入いただくよう要望する。

② 外国の著名商標保護強化

外国の著名商標が悪意に先取りされる事例が引き続き生じていることから、商標不登録事由に「外国で周知・著名な商標を複製、模倣または翻訳した商標」を加えて明確化することにより、外国の著名商標の悪意による商標出願が審査で確実に拒絶されると共に、異議申立および無効審判により排除しやすくなる事を要望する。

③ 商標審査における意見書提出機会の付与

商標出願を拒絶する場合、その理由を、拒絶決定前に出願人に通知するとともに、同拒絶理由に対して、審査段階で反論する機会を出願人に与えることを要望する。

④ 「商標法」第10条第1項第7号の適用範囲の明確化

「商標法」第10条第1項第7号の「商品の品質等の特徴の誤認を生じさせやすい商標」について、「商標審査審理指南」において、どのような商標がこれに該当するかの具体的な事例を追加しつつ、同号の適用範囲のさらなる明確化を要望する。

⑤ 商標審査における情報提供制度の導入

商標審査における情報提供制度の法文化またはガイドライン等による運用の公表を要望する。

⑥ 商標審査審理の延期

「審判事件の中止事由に関する規準」を踏まえ、必要な場合において、審理が適切に延期されることを要望する。また、審理のみならず、商標出願の審査においても、先願の結果が後願の審査に影響を及ぼす場合、後願商標出願の

審査も、審理同様に延期することを要望する。

⑦ 商標出願の拒絶査定に対する復審の請求期間の延長

商標出願の拒絶査定に対する復審の請求期間が、拒絶査定のお知らせを受領した日から15日間と短いため、少なくとも外国企業・在外者に対しては3～4カ月の請求期間とすることを要望する。

⑧ 商標コンセント制度の導入

商標出願の拒絶査定に対する復審において、コンセント制度(商標共存同意書の受け入れ制度)の導入を要望する。

⑨ 特許請求の範囲や明細書の記載要件および補正制限の緩和

サポート要件等の特許請求の範囲や明細書の記載要件を諸外国のレベルに緩和していただくとともに、特許請求の範囲については、減縮を目的としたものであれば、明細書および図面に記載の範囲内での柔軟な補正や訂正を認めていただくことを要望する。

2. 知的財産にかかわる公正な競争環境の実現

(1) 模倣行為抑制に向けた諸施策

⑩ 再犯防止 (建議先：国家市場監督管理総局、税関総署、公安部)

再犯に該当する行為の統一化を図り、中央および地方を含む市場监督管理局、税関、公安機関による摘発の処罰情報の共有化を要望する。また、再犯行為(同一または異なる権利者に対する複数回の知的財産権侵害行為を含む)に対する厳罰化の法運用を引き続き適切に進めていただくとともに、適時、権利者に再犯か否かの情報を共有いただくよう要望する。

(2) インターネットを介した模倣品販売の対応

⑪ 知的財産保護プログラムの整備強化 (建議先：国家市場監督管理総局、国家知識産権局、工業情報化部)

「電子商取引法」の改正によりECサイト運営者による知的財産保護プログラムの整備がさらに強化され、その運用がどのECサイトにおいても適正且つ厳格に実施されるよう関係部門の指導が強化されることを期待する。また、本法の実効性をさらに高いものとするためにも、同法細則の策定および公布を要望するとともに、同法が規定する知的財産保護に関するフレームワーク(ECサイト運営者が最低限遵守すべきルール)の基準要件を満たさないECサイト運営者に対する罰則規定の設置を要望する。

⑫ 模倣品の海外流出への対応 (建議先：海関総署)

海関から権利者へ「確認知識産権侵害状況通知書」が通知される際、真贋鑑定を円滑に行えるように海関が保有する被疑製品の写真等の

情報を権利者と電子的に共有する等、海関と権利者間の情報共有が容易になる施策の検討・実施を要望する。

3. 知的財産にかかわる紛争処理の公平化・合理化

⑬ 司法機関・行政機関の期日・期限設定における配慮 (建議先：最高人民法院、国家市場監督管理総局、国家知識産権局)

知的財産紛争において、地理的・言語的不平等を解消するため、当事者の一方が外国企業・在外者の場合、司法機関・行政機関は相当な余裕を持って期日・期限の連絡を行うこと(例えば最低半月～1カ月前に当事者に連絡して調整)、または、当事者の申し立てにより期日・期限を調整可能とすることを要望する。

⑭ 実用新案権および意匠権行使時の注意義務化 (建議先：国家知識産権局)

意匠制度については、上記のとおり審査主義の導入を要望するが、直ちに導入することが難しい場合、実用新案と合わせ、実用新案権および意匠権行使時の評価報告書提出の義務付け、実用新案権および意匠権共に権利行使に一定の法的小よび行政的制限を課すよう要望する。

⑮ 情報公開の促進 (建議先：国家知識産権局、最高人民法院)

国家知識産権局・商標局の審決および人民法院の判決を終局判決の確定を待つことなく即時に公開すると共に、これら資料の電子版を各当局・人民法院のホームページ等から閲覧・取得できるようアクセス性を考慮した仕組みの整備を要望する。また、営業秘密情報を除き、誰でも審査資料、裁判資料の全部資料の閲覧を可能とする制度を設けるよう要望する。さらに、重要な情報(全部もしくは要部)については英語などの他の言語での情報提供も検討を要望する。

⑯ 商標検索システムの安定性と利便性の向上 (建議先：国家知識産権局)

中国商標局が提供している商標検索システム(中国商標網)の安定性と利便性の向上を要望する。

⑰ ライセンス技術の保証期間等 (建議先：商務部)

「外商投資法」第22条では、技術提携の条件は各投資当事者が公平原則に従い協議して確定するとある。「技術輸出入管理条例」におけるライセンス技術の保証期間・範囲等も、公平原則のもと、当事者間の協議により決定できることを明確にさせていただくよう要望する。